

17-6 少年犯罪

この表は、本市内で発生した少年犯罪の検挙人員数である。
 少年犯罪とは、20歳未満の者による犯罪である。
 その他の刑法犯は業務上過失傷害（交通関係）を除く。

年 月	総 数	凶悪犯	粗暴犯	知能犯	窃盗犯	その他の 刑法犯
平成26年	189	1	13	1	123	51
27	139	-	16	2	85	36
28	134	5	4	1	82	42
29	101	1	13	1	46	40
30	100	2	11	-	54	33
30年 1月	20	-	4	-	12	4
2	5	-	-	-	2	3
3	6	-	1	-	2	3
4	6	-	-	-	5	1
5	8	-	1	-	2	5
6	8	-	-	-	6	2
7	8	-	-	-	6	2
8	5	1	-	-	1	3
9	9	-	-	-	8	1
10	8	-	3	-	2	3
11	12	-	1	-	6	5
12	5	1	1	-	2	1

資料：久留米警察署、うきは警察署